

平成 17 年度 西東京市事務事業評価実施要領

第 1 趣旨

西東京市における事務事業評価については、別に定めがある場合を除き、この要領の定めるところによる。

第 2 評価の目的

事務事業評価は、次の 3 項目を目的として実施する。

- (1) 市民満足度の視点から事務事業を見直し、事務改善につなげること。
- (2) 総合計画の重点プロジェクトの進行管理に役立てること。
- (3) 行政資源配分の現状を把握し、その適正化に活用すること。

第 3 評価の種類

事務事業評価は、次の 2 種類の評価を実施する。

- (1) 事後評価
- (2) 事前評価

第 4 評価の視点

事後評価については、次の 4 つの視点から評価を行う。

- (1) 実績
 - ア 十分な成果をあげているか
 - イ 投入費用は妥当な水準か
- (2) 必要性
 - ア 市が実施すべき事業か
 - イ 社会経済状況の変化を踏まえて実施されているか
 - ウ 廃止した場合に大きなデメリットは生じるか
- (3) 効率性
 - ア 限られた資源を有効に活用しているといえるか
 - イ 目的を達成するために、他に有効な手段はないか
 - ウ 広域行政圏や他団体との連携により、経費負担を軽減できないか
- (4) 公平性
 - ア サービス対象に問題はないか
 - イ サービス水準が他事業と比べて突出していないか
 - ウ 適切な受益者負担を求めているか

2 事前評価については、次の 4 つの視点から評価を行う。

- (1) 必要性
 - 市が実施すべき事業か
- (2) 緊急性
 - 実施時期が妥当か

(3) 有効性

事業目的を達成するために有効か

(4) 効率性

投入経費等に見合う実績・成果を見込めるか

第5 評価対象事業

事後評価については、総合計画事業若しくは各部課の重要事業又はその事業の実施方法について見直しが必要と思われる事業等を評価対象とする。

2 事前評価については、次年度以降に実施予定の事業で、事業内容が一定程度明らかになっているものを評価対象とする。

第6 評価体制

事務事業評価の評価体制は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

(1) 所管部評価 事業所管部による評価

(2) 庁内評価 行財政改革推進本部による評価

第7 評価方法

事後評価は事務事業評価表(様式1)により、事前評価は事務事業評価表(様式2)により評価を行う。

第8 推進体制

事務事業評価を定着させるため、全職員を対象とした職員研修を実施する。

2 各課(局・館)に制度を適切に推進するための「行政評価推進員」を設置する。

第9 結果の公表

事務事業評価の結果については、市の情報公開コーナー、市報及び市ホームページにより公表する。

第10 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。